

令和2年度 中小企業組合等地場産品海外販路開拓支援事業 実施要領

令和2年度中小企業組合等地場産品海外販路開拓支援事業の実施については、「徳島県地域産業活性化連携組織対策事業補助金交付要綱」「徳島県地域産業活性化連携組織対策事業補助金の運用について」によるほか下記により行うものとする。

1. 事業目的

中小企業・小規模事業者が売り上げを伸ばして成長・発展するためには、優れた技術・サービスを持っていることだけではなく、明確なターゲットに向けて的確なアプローチで市場のニーズに合った製品・サービスを提供することが重要となっている。しかし、個々の中小企業・小規模事業者単独では、人材不足等の理由により販路開拓のための従業員を十分に配置できていない状況にある。そこで、組合等が主体となり取扱製品・サービス等を国内に限らず、海外においても販路開拓を推進することが求められている。

このような観点から本会において、広く徳島県内中小企業者に対して海外販路開拓を積極的かつ効果的に推進するため、徳島県と連携を図りながら本事業を実施する。

2. 実施事業の内容

【展示会等への出展（1回）】

中小企業等組合（1組合）を対象として、海外市場で徳島県産品の販路拡大の取組みを支援する。実施事業内容として、中央会が事務局となり県内中小企業組合のための海外展示環境の整備を実施・支援することにより、県内地場産品の海外市場への販路開拓及び海外展開を支援する。

3. 補助対象経費の内容

【展示会等への出展】

会場借料、通信運搬費、旅費・宿泊費 等

4. その他

本事業に実施に係る旅費・宿泊費については、徳島県中央会の旅費規程により支給するものとする。

付 則 この実施要領は、令和2年7月1日より実施する。